

徳島県三好郡東みよし町における フレッツ 光マイタウン ネクストサービス終了に伴う一時利用規約

第1章 総則及び共通事項

(利用規約の適用)

第1条 当社は、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（以下「IP約款」といいます。）、音声利用IP通信網サービス契約約款（以下、「音声IP約款」といいます。）及びこの「徳島県東みよし町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス終了に伴う一時利用規約」（以下「規約」といいます。）に基づき、当社が令和8年6月30日時点で「徳島県東みよし町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約」に基づきサービスを提供されていたサービスの区分において一時利用サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスで提供する区分はIP約款で規定するメニュー5-1の1Gb/sのプラン3、IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/s、音声IP約款に規定する第1種サービスのメニュー1及びメニュー2とします。

(別段の合意)

第2条 この規約に規定する料金その他の提供条件は、IP約款第1条ただし書き及び音声IP約款第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

(利用規約の変更)

第3条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第4条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、IP約款及び音声IP約款で使用する用語の意味に従います。

(効力期間)

第5条 本利用規約は、令和8年7月1日から令和8年9月30日までとし、令和8年10月1日以降は全てIP約款及び音声IP約款に準じて本サービスの提供をすることとします。

(提供区域)

第6条 本利用規約は、徳島県東みよし町の一部であって当社のホームページに掲示する区域において適用します。

(契約申込の承諾)

第7条 令和8年7月1日以降、本サービスの契約の申込み及び契約者回線の移転の請求は承諾しません。

第2章 IP約款に規定するメニュー5-1の1Gb/sのプラン3、メニュー5-1の200Mb/sに関する提供条件

(料金)

第8条 令和8年7月1日から令和8年9月30日の利用に係るIP約款に規定するメニュー5-1の1Gb/sのプラン3、IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに関する料金額について、IP約款に規定する利用料（基本料に限ります。）に代えて1契約者回線ごとに月額4,777円（税込価格5,254円）とします。

(その他の提供条件)

第9条 IP約款に規定するメニュー5-1の1Gb/sのプラン3、IP約款に規定するメニュー5-1の

200Mb/sにおいて、ＩＰ約款に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用、学校に限定した利用料金の割引の適用、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引等、料金及び工事に関する費用の割引（付加機能に係るもの、及び音声ＩＰ約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約の附則に規定する「加入電話等契約からの移行に伴う第１種契約及び第２種契約に係る工事費等の割引」を除きます。）並びにルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）の料金額に関する規定は適用しません。

- ２ 令和８年７月１日から令和８年９月３０日の利用に係るＩＰ約款に規定するメニュー５－１に関するＩＰ通信網契約の工事を要する請求を行った場合は、ＩＰ約款に規定する基本工事費の額から１の工事ごとに１,０００円（税込価格１,１００円）を減額して適用します。

第１０条 令和８年７月１日から令和８年９月３０日の利用に係るルータ機能付回線接続装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置については、ＩＰ約款の規定に代えて次表の規定を適用します。

機器利用料		1 装置ごとに月額	
区分		料金額	
ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）		I 型	－
		Ⅲ型	－
無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（無線 LAN 対応型ホームゲートウェイ）	基本装置	I 型	300 円 (税込価格 330 円)
		Ⅲ型	300 円 (税込価格 330 円)
	増設装置		300 円 (税込価格 330 円)
備考 ルータ機能付回線接続装置（Ⅱ型）及び無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置がⅡ型のものに限りません。）は提供しません。			

第１１条 ＩＰ約款に規定するメニュー５－１の２００Mb/sのものに係る契約者回線については、令和８年１０月１日以降の当社が別に定める日において、ＩＰ約款に規定するメニュー５－１の１Gb/sのプラン３に移行したものとします。

第３章 音声ＩＰ約款に規定する第１種サービスに関する提供条件

（料金）

第１２条 令和８年７月１日から令和８年９月３０日の利用に係る音声ＩＰ約款に規定する第１種サービスのメニュー１に関する料金額について、音声ＩＰ約款に規定する利用料（基本料に限ります。）に代えて１契約者回線ごとに月額２,０３０円（税込価格２,２３３円）とし、音声ＩＰ約款に規定する第１種サービスのメニュー２に関する料金額について、音声ＩＰ約款に規定する利用料（基本料に限り、基本通信料をのぞきます。）に代えて１契約者回線ごとに月額２,５５０円（税込価格２,８０５円）とします。

（その他の提供条件）

第１３条 音声ＩＰ約款に規定する第１種サービスにおいて、音声ＩＰ約款に規定する料金（基本料に限ります。）及び工事に関する費用の割引（付加機能に係るもの、及び音声ＩＰ約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約の附則に規定する「加入電話等契約からの移行に伴う第１種契約及び第２種契約に係る工事費等の割引」を除きます。）に関する規定は適用しません。

- ２ 令和８年７月１日から令和８年９月３０日の利用に係る音声ＩＰ約款に規定する第１種サービスのメニュー１又はメニュー２、及び第２種サービスの工事を要する請求を行った場合は、音声ＩＰ約款に規定する基本工事費の額から１の工事ごとに１,０００円（税込価格１,１００円）を減額して適用します。

附 則

この改正規定は、令和８年７月１日より実施します。